

気候変動を考慮して狩野川、由良川及び肱川の長期計画を変更しました ～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、狩野川水系、由良川水系及び肱川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

気候変動の影響を考慮した一級水系の河川整備基本方針の変更は、令和3・4年度に変更した7水系に続き、今回の変更で10水系になります。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。

狩野川水系	大仁地点	既定計画 4,000 m ³ /s	→	今回変更 4,600 m ³ /s
由良川水系	福知山地点	既定計画 6,500 m ³ /s	→	今回変更 7,700 m ³ /s
肱川水系	大洲地点	既定計画 6,300 m ³ /s	→	今回変更 7,500 m ³ /s

※この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。

- 狩野川においては、
 - 既設放水路の追加対策（拡幅等）
 - 流域市町の水害リスクを考慮した居住誘導、計画的な内水対策の推進
 - 由良川においては、
 - 無堤地区や堤外民地等を「災害危険区域」に指定
 - 中流部における国・府県・市が連携した内水対策の推進
 - 肱川においては、
 - 洪水外力増大に対し、既存ダム の操作ルール変更等による有効貯水容量の最大限の活用
 - 東大洲地区の都谷川等の特定都市河川の枠組を活用した取組による内水対策
- など、流域治水の取組を推進する方向性を提示しています。

<関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

- ・「狩野川、由良川及び肱川水系河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室

課長補佐 吉井 拓也（内線:35372）

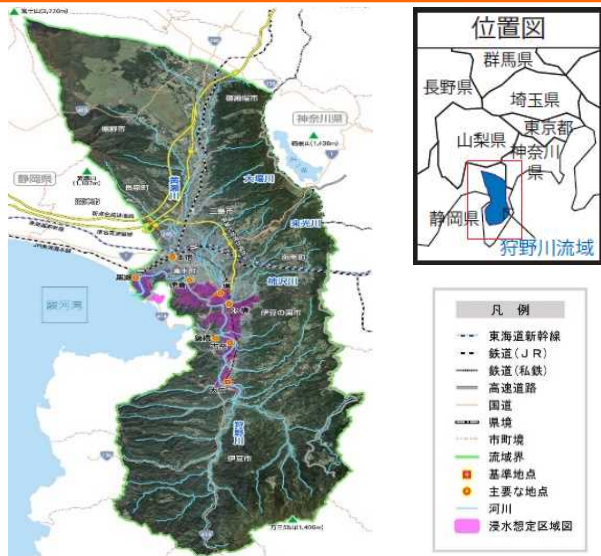
係員 岡安 龍一（内線:35374）

代表:03(5253)8111 直通:03(5253)8445

気候変動を踏まえた「狩野川水系河川整備基本方針」 変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模(基本高水)を基準地点大仁において、4,000m³/sから4,600m³/sに変更し、この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動による本支川の流量増に対応するため、既設の狩野川放水路を最大活用し、分派量を2,000m³/sから3,400m³/sに増大。放水路下流へ配分流量を低減させる。
- 内水被害の頻発を踏まえ、流域市町による水害リスクを考慮した居住誘導や県市町が連携した計画的な内水対策の推進への支援等、流域治水を推進する方向性についても提示。

流域図



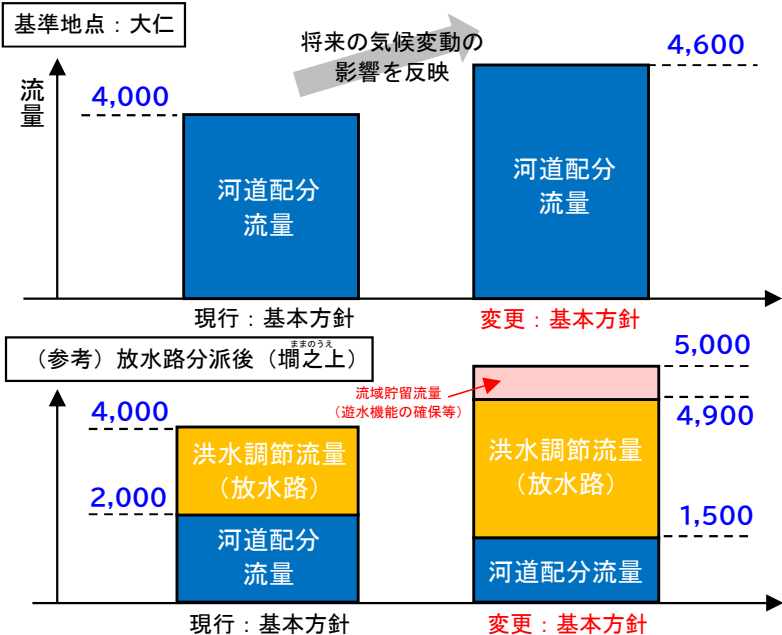
洪水調節施設(狩野川放水路)の対策



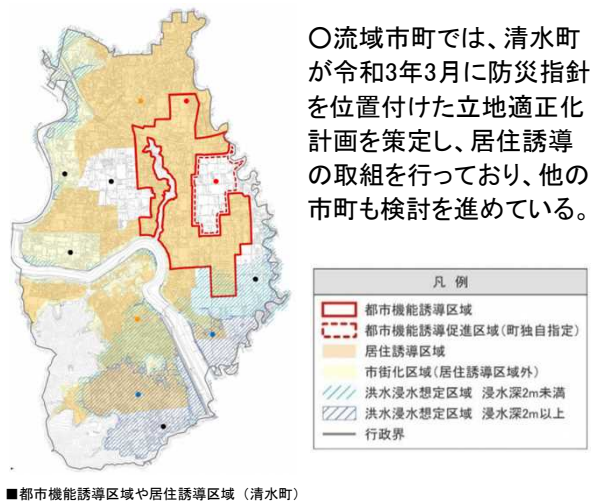
○本川上流では、被害ポテンシャルの高い下流部への流出を抑えるため、流域治水の観点から検討し、100m³/s程度の貯留・遊水機能を確保する。

○気候変動による本支川の流量増に対応するため、放水路の分派後の流量を1,500m³/sに抑える必要があり、既設放水路を最大限活用することによって分派量を2,000m³/s→3,400m³/sに拡幅。放水路下流への配分流量を低減させる。

河道と洪水調節施設等の配分流量



立地適正化計画の取組状況



内水対策の検討

○狩野川流域では、令和元年東日本台風において、内水による家屋等の浸水被害が広範囲にわたって発生した。このため、狩野川流域治水協議会において「狩野川中流域水災害対策プラン」を策定し、県・市町と連携し対策を進めている。

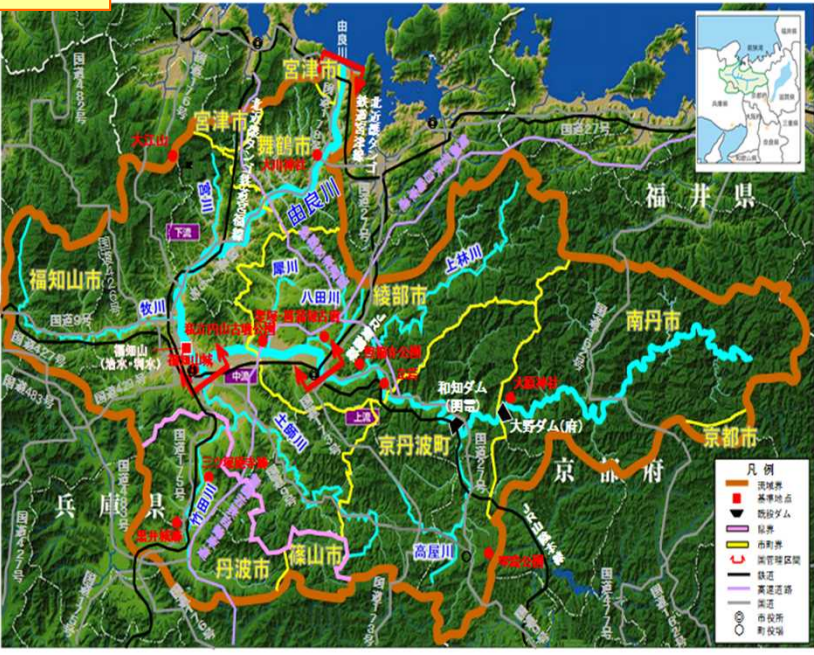
○このため、内水被害が頻発している伊豆の国市と函南町にまたがる新田・原木・長崎・四日町地区を対象とし、関係機関による勉強会を開催し、内水対策の検討を深め、対策の拡充を図るとともに、今後の気候変動を踏まえた抜本的な内水対策の検討を進めている。



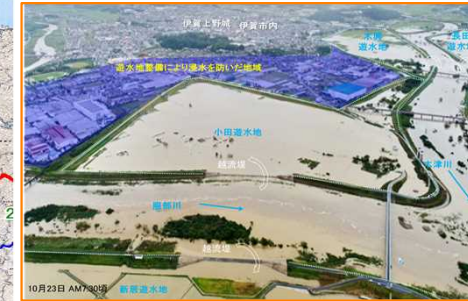
気候変動を踏まえた「由良川水系河川整備基本方針」 変更の概要

○長期的な河川整備の目標となる洪水の規模(基本高水)を基準地点福知山において、6,500m³/sから7,700m³/sに変更し、この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
 ○由良川水系は、過去の大規模な浸水被害を踏まえて、住家を輪中堤や宅地嵩上げにより効率的に洪水から防御する土地利用一体型水防災対策を実施してきた経緯があり、これらの対策と合わせて、浸水被害が発生する無堤地区や堤外民地等は、「災害危険区域」に指定、建築規制等を行う等、流域治水を推進する方向性についても提示。

流域図



増大する洪水外力への対応

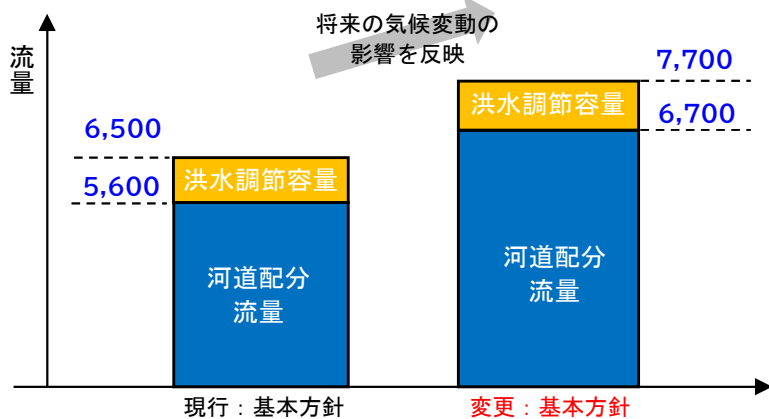


<遊水地事例>
 ・三重県伊賀市 上野遊水地 H29洪水時)
 A: 2,500千m²
 地役権補償により普段は耕作が行われている。

○由良川下流部では一部の区間で道路と家屋の一部を移設、福知山市や綾部市の市街部の区間では、地域社会に影響を及ぼさない範囲で河道掘削を実施。
 ○既存のダム等の洪水調節施設に加え、遊水地等の新たな貯留・遊水機能を確保。

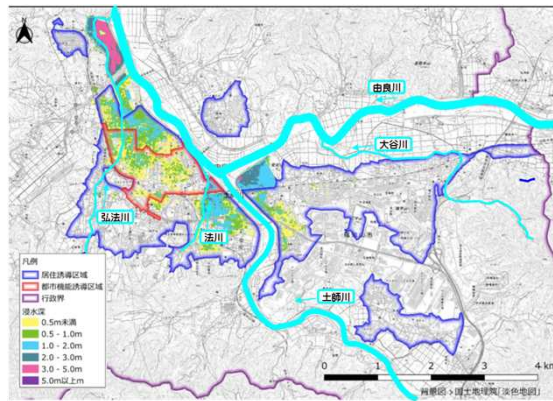
河道と洪水調節施設等の配分流量

基準地点：福知山



集水域・氾濫域における治水対策

■福知山市立地適正化計画とH26内水被害状況



○平成26年8月豪雨による福知山市街地等での大規模な浸水被害を受け、国、京都府、福知山市にて、「由良川流域(福知山市域)における総合的な治水対策協議会」を設置し、流域での治水対策の検討を実施。
 ○平成26年8月豪雨と同程度の降雨が発生した場合での床上浸水を概ね解消することを目標に、関係機関連携の上、ハード・ソフト対策を実施し、令和2年に対策が完了。
 ○今後、特定都市河川指定も一手法として念頭におきつつ、河道及び流域が一体となったハード・ソフト対策を進め、家屋を浸水被害から守る。

河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

河川整備計画の
決定・公表

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号) (抄)

(河川整備基本方針)

第十六条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~5 (略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。